

26. ギリシャ (G R)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
26 ギリ シ ヤ (G R)	1	工業所有権公報	ギリシャ 語	月 刊 年 刊	1966 ~ 1987			発行日順 年 別
	2	工業所有権公報 (特・実)	ギリシャ 語 英 語	月 刊 年 刊	1988 ~			発行日順 年 別
	3	工業所有権公報 (商標)	ギリシャ 語	月 刊 年 刊	1966 ~ 1989			発行日順 年 別

概 要	備 考
<p>1. 特許関係 (1) 特許番号順目次 (2) 名称変更リスト (3) 権利移転リスト (4) 権利放棄リスト (5) 無効リスト</p> <p>2. 商標関係（工業デザイン及び商標） (1) 登録番号順商標見本 （内国人商標見本と外国人商標見本とに分けて掲載している。） (2) 登録番号順更新リスト （内国人商標と外国人商標とに分けて掲載している。）</p> <p>3. その他 政府刊行物サービス</p>	<p>1988年1月1日以降整理番号(2)(3)に継続出願日の日の翌日から15年 実用新案はない。</p>
<p>1. 一般事項 2. 特許・実用新案関係 (1) 特許抄録 (2) 実用新案抄録 (3) 特許索引 (4) アルファベット順特許人名索引 (5) 特許移転リスト (6) 特許放棄リスト</p> <p>3. EPO関係（1986～ 出願から4月以内に調査料が納付されないときは自動的に実用新案になる。 「PCT」「EPO」の実用はない。</p>	<p>1. 特許 (1) 種類 発明特許 追加特許 秘密特許 (2) 存続期間 (1) - 、 ... 出願日の翌日から20年 1987年12月以前の出願は出願の日の翌日から15年 (1) -主特許の存続期間 (3) 審査 方式のみ (4) 実施特許付与の日から3年または出願から4年 (5) 出願から18ヶ月で公開（要綱のみ公開）</p> <p>2. 実用新案 (1) 存続期間.....出願の日から7年。延長なし (2) 審査 方式のみ</p>
<p>1. 商標関係（工業デザイン及び商標） (1) 登録番号順商標見本 （内国人商標見本と外国人商標見本とに分けて掲載している。） (2) 登録番号順更新リスト （内国人商標と外国人商標とに分けて掲載している。）</p>	<p>1. 商標 (1) 存続期間 出願の翌日から10年。10年単位で更新可能 (2) 国際商品分類（1～34分類）を使用。 (3) 使用義務 登録日から3年以内、及び2年継続して中断してはならない。 (4) 登録から3年以内及び継続して2年以上不使用の商標は取り消しの対象。 意匠法はない。</p>